

砂 川 市 訓 令 第 9 号

令和 7年 3月 31日

砂川市乳児すこやか応援クーポン券支給事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市乳児すこやか応援クーポン券支給事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市乳児すこやか応援クーポン券支給事業実施要綱（平成30年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「月額4,000円」を「月額5,000円」に改める。

第6条第1項中「満2歳」を「満3歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
（砂川市乳児すこやか応援クーポン券に関する経過措置）
- 2 この訓令の施行の日前までに出生した乳児を監護する保護者又は養育者に支給し、又は支給しようとする砂川市乳児すこやか応援クーポン券の支給額及び有効期間については、なお従前の例による。